法規的告示

○総務省告示第二百二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更し、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日（令和八年五月二十七日）から施行する。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後		変更前	
別表第３　付加的役務識別番号の細目		**別表第３**　［同左］	
電気通信番号の構成	機能	電気通信番号の構成	機能
［略］		［同左］	
１１５	電報受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第７項に規定する特定信書便役務（電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものに限る。）の受付に関する機能をいう。）	１１５	電報受付機能（電報の受付に関する機能をいう。）又は電報類似サービス受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第７項に規定する特定信書便役務（電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるものに限る。）の受付に関する機能をいう。）
［略］		［同左］	
［注　略］		［注　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○総務省告示第二百三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の二の三第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者を次のように指定する。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　株式会社ＮＴＴドコモに係る者は、次に掲げる者とする。

１　ＮＴＴ東日本株式会社

２　ＮＴＴ西日本株式会社

３　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

４　株式会社ＮＴＴデータ

二　ＮＴＴ東日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

１　ＮＴＴ西日本株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

４　株式会社ＮＴＴデータ

三　ＮＴＴ西日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

１　ＮＴＴ東日本株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

４　株式会社ＮＴＴデータ

○総務省告示第二百四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第十一項第一号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の十二の規定に基づき、特定関係事業者を次のように指定する。

なお、令和二年総務省告示第二百二十号（電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件）は、廃止する。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　ＮＴＴ東日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。

１　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　株式会社ＮＴＴデータ

二　ＮＴＴ西日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。

１　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　株式会社ＮＴＴデータ